

項目：1、申し合わせ事項、先例

テーマ：議会運営委員会の運営等について、陳情の扱いについて、議員提出議案の扱いについて、意見書案・決議案の扱いについて、一般質問等について

内容	予算	会派	想定される課題等	メモ記載欄
全会一致原則の見直し (議会運営委員会の運営等について)		緑風会	① 多数決とした場合の少数意見の取り扱い。 ② 議運と本会議で判断が異なる可能性がある。 ③ 多数決の場合、正しい意見が採用されない可能性がある。	
議会議事規則第117条「委員外議員の発言」に基づく運営の確認 (議会運営委員会の運営等について)		新しい風・希望	① 議会運営委員会の趣旨(代表者からの意見集約の場)に鑑み、ずれが出てしまう。会派の定義付け。 ② 会派代表者と同等の扱いにしまうと、発言機会が与えられないので、公平性が保てなくなってしまう。	
陳情の扱いについて 参考：和光市議会申し合わせ事項 1 1		新しい風・希望	① 常任委員会と議会運営委員会では役割が違う部分があり、陳情の内容まで議論することは難しい。市民等が提出した陳情に対し、新たな方針を定める根本理由。 ② 委員等の協議を行っても、協議が整わない場合がある。	
議員提出議案の扱いについて 参考：和光市議会議事規則第 1 4 条		緑風会	① 議案の内容については十分に精査する時間が必要で、誤りを防ぐには所定の手続きを踏む必要がある。議会が提出する議案の必要性。 ② 閉会日に多数の議案が上程された場合、円滑な議事運営に支障が出る恐れがある。	
意見書案・決議案の扱いについて 参考：和光市議会申し合わせ事項 7	—	緑風会 日本共産党 新しい風・希望	① 現在の提出要件より緩和されることに伴い、必要性が低いものでも出されることが考えられ、今までよりも意見書等が増えるため、審査をどのようにしていくか検討を要する。全会一致方式を変更した場合、新たな意見書案の提出方法を定める必要がある。	
質問時間について(一般質問等について) 参考：和光市議会申し合わせ事項 5		緑風会 日本共産党	① 議運での協議の経緯を踏まえて検討する必要がある。現状では、12月議会では次年度の予算に関する質問、3月議会においては、施政方針に対する代表質問が一人会派はできないため、一般質問で対応していると聞いている。	
期限のある通告書について(一般質問等について) 参考：和光市議会申し合わせ事項 1		緑風会	① ホームページによる市民に対する周知で、修正に伴い、一旦周知したものを途中で変更する必要がある。 ② 質問事項が確定しないと、答弁書の作成ができず、議会事務が滞る。 ③ 執行部に変更の内容が伝わらず、議会対応に齟齬が生じる可能性がある。 ④ 執行部の答弁の準備が十分にできない。 ⑤ 議長の円滑な議事運営に支障が出る恐れがある。 ⑥ 会議規則の変更を伴う。	